そのものに暗かつた自分は磯野氏の言れるまゝに黑田先生を尋ね 年のばしても洋畫へ入るか、でなくば美術におさらばして早稻 た。 狀をかいて吳れた。 れる溜池研究所 試験をうけろと云はれ、それには黑田清輝先生の世話をしてをら のである。それでまたムラ氣を出して眞實に轉向する氣になり一 つちり勉強することを教へられた。 をしごき乍ら洋畫の今現主義を說き、ぜひもう一度來年洋畫科の の女子美術學校の校長の磯野義男氏(今は故人)を知つてゐたので へでもといふことに腹の中で決定してゐたが、幸いおやぢが當時 「それに意見をきけ」と云はれ出かけた。すると磯野氏は天神鬚 明治四十一年六月夏休の四五日前だつた。 (今の葵橋研究所)へ通つてデッサンをもつとみ 何事も自分自身で判然と決定しにくい程美術 そして親切に黑田先生へ紹介

2 文庫移転と文庫規則改正

がっていた。 るが、 明治三十二~三十三年の分から敷地建物略図が添付されるようにな ある。 三十四坪となっている。 の建物は本館(明治四十四年焼失)の裏手にあり、 これに閲覧室(十五坪)と文庫掛室(三坪)が附設されており、 九合七勺六才、 覧 文庫とは本校所蔵の図書、標本および生徒成績品を収蔵する所で 至明治二十六年』が最初で、自明治二十五年』が最初で、 これを見ると文庫(面積は前と同じ。)は煉瓦造り二階建てで、 文庫の名称が本校の記録文献に登場するのは 閲覧室はその後拡張され、 図書閲覧室十八坪」と記されている。 「敷地及建物」の項に 明治三十八~三十九年頃は 長い廊下で本館と繋 「文庫二十七坪 『東京美術学校 上記一 覧には

> で管理体制が整備され、 建と同二階建に移転した。 いるように、 この文庫および閲覧室は「東京美術学校近事」 明治三十九年七月に旧帝国図書館の建物煉瓦造り三階 明治三十二年九月創定の文庫規則(22頁) かくて、 面積が大幅に拡大されたところ 344頁 に記され

條 東京美術學校文庫ハ本校所有 京美術學校文庫規則 明治三十九年十一 ノ圖書標本及生徒成績品 月改 次のように改正された。

收藏スル所ト 收藏品ヲ分テ左ノ五種

1

ス

第

條

第

第一種 通 常 昌 書

第二種 貴 重 昌 書

第三種 常 標 本

第四種 第五種 生徒成績品 重 標 本

第三條 本校ノ職員、 卒業生、 生徒ハ文庫 所藏品ヲ閲 覽 ス ル

コ

閱覽者ハ閱覽ノ場所及手續ニ就キテハ凡テ文庫掛 篤志ノ研究者ニシテ許可ヲ得タルモ モ 亦 同

員

ノ指示ニ從

フベシ

第五條 第四條 文庫掛 第二種及第四種ノ貴重品 員 ノ外文庫内ニ入リ所藏品ヲ檢索シ又 閲覧ヲ許 サザ ル コ 八八出 トア I納スル ル ベシ

ヲ許サス

受クベシ 文庫所藏品ヲ閱覽セントスルモノハ豫メ閱覽票ノ交付

篤志ノ研究者ニシテ閲覽セントスルモノハ豫メ其旨ヲ校長ニ願

出ツベシ

第七條 閲覧者ハ閲覧票ヲ携帶スルニアラザレバ閲覧室ニ入ル コ

トヲ得ズ

閱覽者ニシテ室外ニ出ヅルトキハ一應閱覽品ヲ返納スベシ

第八條 閲覽日時左ノ如シ

.時宜ニ依リ變更スルコトアルベシ

自十一月一日至翌年三月末日 自九月十一日 至十月三十一日 午前八時半ヨリ午後九時マデ 午前八時ョリ午後九時マデ

自七月十一日 至九月十日 自四月一日 至七月十日 午前八時 午前八時ョリ午後九時マ ョリ正午マデ

第九條 定期閉鎖日左ノ如シ

但臨時閉鎖日ハ其都度之ヲ揭示スベシ

歲末 至同 月三十一日

·曜日及祝祭日

日

歲首

至同月七日

本校設置紀念日

曝書期 夏期休業中 三十日間

各科教室ニ於テ教科用ニ供スルタメ圖書標本等ヲ其教室

第十條

常備トスル必要アルトキハ教室ノ主任又ハ擔任者證印ノ上其

教室ノ常備トナスコトヲ得

|圖書標本等ハ各科共通ノ便ヲ圖リ且 取締ヲ嚴ニスル必要ア

ルヲ以テ已ムヲ得ザル場合ニアラザレバ常備トナサザルヲ主

第十一條 前條ニ依リ教室ノ常備トスル圖書標本等ハ直ニ其教室

意トスベシ

保管ノ責ニ任ゼシム ノ監守簿ニ記入シ主任又ハ擔任者證印シ物品會計規則ニ依リテ

第十二條 前條ノ主任又ハ擔任者交迭スルトキハ文庫掛員

上監守簿ニ照シ更ニ之ヲ後任者ニ引繼ノ手續ヲナスベシ

教室常備ノ圖書標本等ハ毎年七月十日限リ文庫掛へ返

納スベシ

第十三條

第十四條 授業上必要ノ爲メ本校ノ名義ヲ以テ他ヨリ借入レ又ハ

保管預リヲ爲シタル圖書標本等ハ總テ本校所有ノモノト同一ノ

取扱ヲナスベッ

第十五條 請フコトアルトキハ文庫掛ハ其期間 但他ヨリ借入レタル物品ハ一切校外帶出ヲ許サズ 公私ノ團體其ノ他ノモノヨリ圖書標本等ノ帶出閱覽ヲ ヲ明記シタル願書ヲ徴シ校

長ノ命ヲ承ケテ之ヲ處理スベシ

第十六條 帶出閱覽中ノ物品ト雖モ本校ニ於テ要用アルト 丰 ハ隨

時返納セシムベシ

第十七條 帶出閱覽中ノモノ旅行セ ントスル 1 キハ期限内ト雖

モ

旅行前一旦現品ヲ返納スベシ

職員ニシテ退職若クハ轉職シタルトキハ直ニ其借受セル圖書

本等ヲ返納スベシ

第十八條 第十九條 凡テ閲覽中ノ圖書標本等ハ他ニ轉貸スルヲ許サズ

或ハ汚染毀損セルトキハ同一品若クハ相當ノ代價ヲ以テ之ヲ辨

返納期日其他規定ノ手續ヲ怠リタルトキハ爾後閱覽及

セシムベシ

圖書標本等ハ總テ鄭重ニ取扱フベシ 誤テ之ヲ亡失シ 355 第6節

借覽ヲ停止スルコトアルベン

(『東京美術学校一覧 発明治三十九年』)

③ 美術局設置運動の成果

田治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術奨励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術授励明治三十年代に入って高まった美術界、教育界における美術授励明治三十年代に入って高まいます。

にあらず 隨つて豫算の如きも僅少の創業費を請求したるに過ぎる如く初より美術院などいふ如き大袈裟なるものを設けんとする要は斯業の獎勵と審査をなさんとするにあり 決して世間の傳ふ

載『東京毎日新聞』記事) (『美術新報』第五巻第二十号《明治四十年一月五日》

所

ず

堅太郎、 わせた。 展覧会創設費)に削減され、議会で承認された。美術界の期待に反 ている。 かけて「美術と文部省」というシリーズを連載し、末松謙澄、 も角、これによって明治四十年夏には美術審査委員官制 が て美術局ないし美術院の設置はまたしても先き送りとなったが、 という消極的な発言が示すように、七万円の予算案は一万円 ところで、文部省の官設展覧会計画は大いにジャーナリズムを賑 秋には第一回文部省美術展覧会(文展)が開催されるのである。 そのうち特に資料的価値があると思われる正木の談話をこ 黒田清輝、 『報知新聞』は明治四十年一月二十七日から二月十四日に 久米桂一郎、 正木直彦ら有識者の見解を紹介し 公布さ (官設 金子

○美術と文部省

こに転載しておく。

正木直彦氏の談

今回の文部省豫算は實は余の案で、七萬圓編入したのであるが一今回の文部省豫算は實は余の案で、七萬圓編入したのであるが一人事業は政府の手に待たざるを得ぬが、明治十年の第一回勸業博覽會業は政府の手に待たざるを得ぬが、明治十年の第一回勸業博覽會業は政府の手に待たざるを得ぬが、明治十年の第一回勸業博覽會業に政府の五回の博覽會に審査し格付けしたるのみ、五年目開會が以來僅か五回の博覽會に審査し格付けしたるのみ、五年目開會が以來僅か五回の博覽會に審査し格付けしたるのみ、五年目開會が以來僅か五回の文部省豫算は實は余の案で、七萬圓編入したのであるが一人回の文部省豫算は實は余の案で、七萬圓編入したのであるが一人回の文部省豫算は實は余の案で、七萬圓編入したのであるが一人回の文部省豫算は實は余の案で、七萬圓編入したのであるが一人回の文部省。

開會さるム譯だ、獨藝術に於ける競技の方法なきより當業者は待彼の農産物の如きは地方聯合共進會の下に開會され全國殆ど年々